応急危険度判定に関するQ&A (1)

5500 (F)	
質問(Q)	回答(A)
(1) 公営施設が応急危険度判定の対象外なのはなぜか。	(1) 公営施設については、目黒区や東京都が応急危 険度判定を行うためです。
(2) 判定のチームが2人1組なのはなぜですか。	(2) 判定員の安全の確保と、判定を客観的に行う必要があるためです。また、3人で判定活動を行う場合もありますが、その場合も2人が判定活動、もう1人は住民対応などに従事します。
(3) (施設課の)避難所安全確認協力員にも登録していますが、どちらに先に行けばよいのでしょうか?	(3) 避難所安全確認協力員ごとにあらかじめ指定された避難所へ参集してください。避難所の安全確認が優先となります。
(4) 自分が調査することになる建物は、既に決まっているのですか?	判定地域が決まってくるため、実際の判定時に は判定していただく区域の住宅地図等を渡しま す。
(5) 遠方に居て参集することが困難な場合、区役所に連絡したほうが良いですか?	
(6) 応急危険度判定マニュアルを手に入れたい。	(6) (一財)日本建築防災協会で販売しているとのことです。また、東京都で毎年行われる被災建築物応急危険度判定員募集の講習会を受講していただくと、無料で入手できます。
(7) メールアドレスなど登録内容の変更方法を教えて欲しい。 (その他辞退なども含めた名簿に関する全ての変更を含む)	 (7) 目黒区では東京都から提供される名簿に基づいてご案内をお送りしています。登録内容の変更は、名簿の管理者である「東京建築士会」で手続きをしてください。 【連絡先】 一般社団法人東京建築士会 防災ボランティア係 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11-1 富沢町111ビル5階 【TEL】03-3527-3100 【FAX】03-3527-3101 【MAIL】hantei@tokyokenchikushikai.or.jp【ホームページ】https://tokyokenchikushikai.or.jp/hantei/index.html